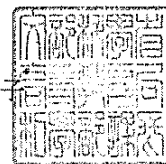


元高私助第2号  
令和元年7月2日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

井上 睦



(印影印刷)

令和元年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業）））（平成30年度第一次補正予算分）の事業募集について（依頼）

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

平30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、私立学校の各設置者が速やかにブロック塀等の安全対策が行えるよう、平成30年度第一次補正予算において必要な予算を確保し、これまで複数回にわたり私立大学等におけるブロック塀等安全対策事業について募集を行ってきたところですが、改めて下記の範囲にて事業募集を行うこととしましたのでお知らせします。

令和元年6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震においても、ブロック塀の一部が崩壊する等の被害が発生しました。特に、ブロック塀等の安全対策を来年度以降に計画している私立学校の設置者におかれましては、地震発生時における学生等の安全確保の観点から、安全対策の前倒しに積極的に取り組んでいただきますよう都道府県から周知願います。

事業を申請する学校法人のある都道府県におかれては、添付の様式に必要事項を記載し、必要書類をとりまとめるうえ、御提出いただきますようお願いいたします。事業の申請に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

## 記

### 1. 今回募集する事業

防災機能強化施設整備事業のうち防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業）を募集対象とします。ただし、令和元年度7月2日から令和2年3月31日までの間に着手（契約）し、令和元年度中に完了する事業に限ります（交付内定前に着手（契約）予定の事業については、下記3.(7)参照。）。

### 2. 計画調書の提出方法等

#### (1) 提出方法

①令和元年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧（様式1）

本様式「R01防災【ブロック塀】様式1」（Excel）は、都道府県において作成し、メールにて下記担当まで提出すること。

※ファイル名は次のとおりとする。

【都道府県名】R01 防災【ブロック塀】様式1

②計画調書（様式8-1～8-4）、添付資料（配置図、入札の内容が分かる書類等）

記載事項等に不備がないか確認の上、提出期限までに文書で提出すること。なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出すること。

※様式1については提出期限が異なるので、留意してください。

(2) 提出書類及び提出期限

**【提出書類】**

**1. 令和元年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧（様式1）（メール）**

**【提出期限】令和元年8月5日（月）15時（メール）**

※予算執行状況の把握のため、計画調書に先立ち提出してください。

※令和元年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧（様式1）に記載のない事業であっても、今回の採択事務手続きには対応予定ですが、可能な限り、事業の計上漏れのないようにしてください。

**2. 計画調書（様式8-1～8-4）、添付資料（郵送）**

**【提出期限】令和元年9月20日（金）＜厳守＞【当日消印有効】**

※交付内定は令和元年11月末を予定しているため、下記「3.留意事項」の(6)のただし書き及び(7)に従い、必要に応じて、交付内定前の事業着手承認申請書も都道府県にてとりまとめの上、事業の着手（契約）予定日の3週間前までに文部科学省へ提出してください。なお、計画調書とは別途送付してください。

※期限までに必要書類が揃っていないものについては、予算執行の事務手続き上、今回の採択事務等への対応ができませんので余裕をもって発送してください。

**3.留意事項**

(1) ブロック塀等の安全対策は社会的に喫緊の課題となっていることから、本補助を活用した安全対策を検討している法人におかれては、可能な限り、今回の事業募集において計画調書を提出するよう都道府県から連絡願います。

(2) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従うこととし、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定してください。入札を実施することができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定してください。ただし、指名競争入札あるいは見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めません。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る

見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。

- (4) 新設の学校については、完成年度（卒業生を輩出する年度）の翌年度から補助対象となります。
- (5) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなります。
- (6) 補助対象は、令和元年度中に整備が行われる事業となります。令和元年度中に整備が行われる事業とは、原則として交付内定後から令和2年3月31日までの間に契約が締結され、原則として交付内定後から令和2年3月31日までに引き渡しを受ける事業をいいます。

ただし、交付内定前に契約又は工事に着手する等の事業であっても、文部科学大臣が承認している場合、補助対象とすることができます（(7)参照）。

- (7) 交付内定は上記2.(2)2.に示すとおり令和元年11月末を予定としていますが、上記1.に示す募集対象事業を令和元年11月末までに契約予定である場合には、契約締結予定日の3週間前までに、交付内定前の事業着手承認申請書を文部科学省に提出し、文部科学大臣の承認を受けた上で、契約を締結してください\*。また、同年12月以降に契約予定の事業については、内定後に契約を締結してください。（内定時期が変更となる場合、10月末までに追って連絡します。）

**※ 文部科学大臣の承認をもって国庫補助の交付を約束するものではないので留意してください。**

- (8) 上記1.に示す募集事業以外の事業の募集（以下「募集対象外事業」という。）については、申請の状況を踏まえ、追って連絡する予定としていますが、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けて交付内定前に事業を着手することは例外的な措置であることに鑑み、募集対象外事業については、交付内定前の事業着手承認に係る手続きを行いませんので御留意ください。今後、募集対象外事業を募集することとなった場合、当該募集に対する内定後に契約締結を行うことを原則として募集する予定ですので、あわせて御留意ください。
- (9) 令和元年10月に消費税率が引き上げられる予定ですが、計画調書に記入する事業経費については、工事完了予定時期を考慮した上で、消費税（8%又は10%）を計上してください。
- ただし、消費税を10%として計上する場合であっても、計画調書に添付する入札書等の写しについては消費税が8%のもので可とします。
- なお、消費税を8%として計画調書を提出した事業が、工事完了時期が10月以降となったことにより実績報告時において消費税が10%となった場合、その差額については、事業執行の時期や予算等の関係上、交付決定額の増額を行うことは困難ですので御承知おきください。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ③ 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日文部科学大臣裁定）

**【提出先及び問合せ先】**

文部科学省高等教育局私学部  
私学助成課助成第二係 青山、大西、小津  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL : 03-5253-4111 (内線2774)  
FAX : 03-6734-3396  
E-mail : josei2@mext.go.jp